



APO_社労士通信

育児休業中に産休に入ったら？

育児休業期間中に次の子を出産する場合、社会保険料や給付は現行ではどうなるのでしょうか。以前、第 14 号(2009 年 5 月 1 日発行)で同じテーマを載せましたが、法改正により育児休業職場復帰給付金の廃止、及び産前産後休業中の保険料免除が開始されましたので再確認してみましょう。

■ 育児休業と産前・産後休業期間中の保険料免除の関係 (第 1 子の子 A、第 2 子の子 B とします)

(1) 子 B の出産日以前の取扱い

産前休業は請求により取得されるため、請求の有無で取扱いが異なります。

- ① 請求なし→出産予定日以前 6 週間以内でも産前休業は開始せず、子 A の育児休業とそれに伴う保険料免除は継続。
- ② 請求あり→子 B の産前休業とそれに伴う保険料免除が開始、子 A の育児休業とそれに伴う保険料免除は終了。

(2) 子 B の出産後の取扱い

産後休業は請求の有無に関係なく取得させなければならないため、出産の翌日より産後休業が開始されます。

- ① 子 B の産前休業を請求せず、子 A の育児休業を継続中である場合→子 B の出産日をもって子 A の育児休業とそれに伴う保険料免除は終了し、子 B の出産日の翌日より産後休業とそれに伴う保険料免除が開始。
- ② 子 B の産前休業を請求している場合→子 B の出産日の翌日より産後休業が開始。

■ 出産手当金の支給について

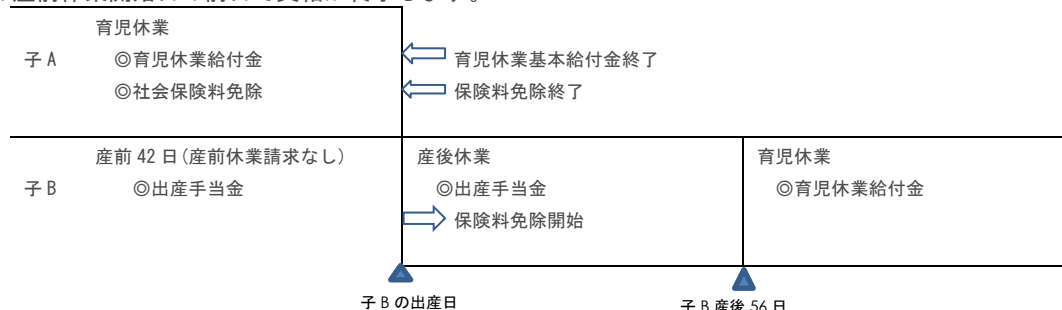
出産手当金は、出産予定日以前 6 週間において労務に就いていないことが前提となります。従って子 B の出産前に取得している休業が、子 A の育児休業であるか、子 B の産前休業であるかを問わず、上記 (1) のいずれの場合でも、支給要件を満たしていれば子 B の出産手当金が支給されます。(子 A の育児休業給付金との併給可)

■ 養育期間標準報酬月額特例 (厚生年金) について

子 B の産前産後休業及び育児休業中は養育期間標準報酬月額特例が適用されませんので、子 B についての休業復職後(他社でも可)申し出により届出します。

■ 育児休業基本給付金 (雇用保険) について

育児休業終了日までの期間支給されるため、子 B の産前休業を請求しない場合は子 B の出産日で支給が終了し、請求する場合は子 B の産前休業開始日の前日で支給が終了します。



* 上記図のように産前休業を請求しない方法が一般的には有利ですが、会社の規程によっては異なる場合もありますので専門家へのご相談をお勧めします。



知っておきたいミニ知識

第 78 回 特別養子縁組と育児休業給付

特別養子縁組とは、原則として 6 歳未満の未成年者の福祉のために、実父母による虐待などにより監護が著しく困難または不相当であるような場合に、未成年者とその実親側との法律上の親子関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度です。この特別養子縁組は、養親と養子の親子間関係を重視するため、養子は戸籍上も養親の子となり、実親との親子関係がなくなる点が普通養子縁組と異なります。また、この制度による養親となる者は、配偶者があり、原則として 25 歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要があり、離縁は原則として禁止されています。(民法 817 条の 2~817 条の 11) ところで、特別養子縁組を成立させるには、適格性を判断するために 6 か月以上の「試験養育期間」が必要ですが、この間戸籍上は「同居人」扱いとなります。そのため、この期間中に育児休業を取得しようとしても「法律上の親子ではない」とされ、雇用保険の「育児休業基本給付金」も受給できませんでした。

しかし、法律上の親子ではないことを理由に育児休業給付が支給されなかったことに不服を持った女性が、雇用保険審査官に審査請求をしましたが棄却され、更に再審査請求をしました。その結果、2013 年 12 月 24 日に、労働保険審査会により、「試験養育期間中」は育児休業基本給付金支給の対象としないという原処分を取り消す判決がなされました。

この判決に基づき、2014 年 1 月から育児休業給付の業務取扱要領に「特別養子縁組を成立させるための監護を受けている者についても、法律上の親子関係に基づく子に準じて取り扱うこと。」という一文が追加され、「試験養育期間」中でも育児休業基本給付金の支給を受けられるようになりました。(業務取扱要領 59503(3) 育児休業給付の支給対象となる育児休業)

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp
〒162-0824 東京都新宿区塩場町 1-18 飯田橋ビル 7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧下さい。
<http://www.apoutsourcing.jp/>